

議案第9号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正  
について

別紙のとおり、琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例(平成28年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
事業名	種類	手数料の額	事業名	種類	手数料の額
略			略		
琴浦町介護 予防教室	いき がい 利用 料	1回当たり 15 0円	琴浦町介護 予防教室	いき がい 利用 料	1回当たり 15 0円
	はれ ばれ 利用 料	1回当たり 20 0円		はれ ばれ 利用 料	1回当たり 20 0円
	<b>げん きも ん利 用料</b>	<b>1回当たり 50 0円</b>			略
略			略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。